

## 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の2分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。

選定療養は保険給付でない為、公費も適応になりません。

選定療養は薬局でお支払いとなります。

※長期収載品とは

後発医薬品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。自立支援医療等公費を使用している方も、別途料金が発生します。

北津島病院  
病院長